

平成24年12月10日

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

記

- を支給対象とすること。[redacted]については主治医の意見に基づき判断されたい。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。